

令和4年第1回定例会

館林衛生施設組合議会会議録

令和4年3月29日開会

令和4年3月29日閉会

館林衛生施設組合

令和4年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録目次

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
議案第1号	4
議案第2号	5
議案第3号	6
議案第4号	6
議案第5号	7
議案第6号	9
議案第7号	10
議案第8号	11
議案第9号	11
議案第10号	13
管理者の挨拶	17
閉会	18
署名議員	19

令和4年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録

令和4年3月29日(火曜日)

館林地区消防組合 館林消防署 3階 防災教室

議 事 日 程

令和4年3月29日午後2時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 監査委員の選任について
- 第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)
- 第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議書)
- 第6 議案第4号 館林衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第5号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第6号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第7号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第8号 令和3年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第9号 令和4年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について
- 第12 議案第10号 令和4年度館林衛生施設組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

1 番	芥 藤 晋 一 君	2 番	川 村 幸 人 君
3 番	吉 野 高 史 君	4 番	篠 木 正 明 君
5 番	青 木 秀 夫 君	6 番	本 間 清 君
7 番	藤 野 一 也 君	8 番	早 川 元 久 君
9 番	大 谷 純 一 君	10 番	金 子 浩 二 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

管 理 者（館林市長）	多 田 善 宏 君
副管理者（板倉町長）	栗 原 実 君
副管理者（明和町長）	富 塚 基 輔 君
副管理者（千代田町長）	高 橋 純 一 君
副管理者（館林市副市長）	野 口 一 幸 君
会計管理者	松 澤 直 範 君
事務局長	細 堀 一 夫 君
施設課主幹兼環境施設係長	奥 山 浩 康 君
施設課主幹兼衛生施設係長	瀬 下 則 嗣 君
総務課総務係長	青 木 裕 二 君

事務局職員出席者

書 記	江 原 俊 介	書 記	瀧 口 陽 介
書 記	佐 藤 希 美		

第 1 開会及び開議

(令和4年3月29日午後2時30分開会)

○議長(吉野高史君) ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しておりますので、告示第1号をもって招集されました令和4年館林衛生施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

第 2 会期の決定

○議長(吉野高史君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本定例会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

第 3 会議録署名議員の指名

○議長(吉野高史君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、4番、篠木正明君、5番、青木秀夫君を指名いたします。

第 4 議案第1号

○議長(吉野高史君) 次に、日程第3、議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第1号 監査委員の選任について申し上げます。

本案は、監査委員の富永裕文君が、本年3月31日をもって任期満了となりますが、再び選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(吉野高史君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第1号を同意することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(吉野高史君) 挙手全員。

よって、議案第1号は同意することに決しました。

第 5 議案第2号

○議長(吉野高史君) 次に、日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書を専決処分したものでございます。

規約変更の内容について申し上げます。

1点目は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体が同組合を脱退せずに常勤職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合において、同事務に係る負担金の還付または特別徴収を行うことができるようにするものでございます。

2点目は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合が本年3月31日をもって常勤職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了するため、同事務を共同処理する組織団体から桐生地域医療組合を除くものでございます。

3点目は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である邑楽館林医療事務組合の名称が本年4月1日から邑楽館林医療企業団に変更されるため、規約上の名称を変更するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(吉野高史君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第2号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長（吉野高史君） 挙手全員。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

第 6 議案第3号

○議長（吉野高史君） 次に、日程第5、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議書）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議書を専決処分したものでございます。

規約変更の内容について申し上げます。

1点目は、館林市が令和4年度から群馬県市町村公平委員会に加入するため、共同設置する団体に館林市を追加するものでございます。

2点目は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する邑楽館林医療事務組合の名称が本年4月1日から邑楽館林医療企業団に変更されるため、規約上の名称を変更するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（吉野高史君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第3号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（吉野高史君） 挙手全員。

よって、議案第3号は承認することに決しました。

第 7 議案第4号

○議長（吉野高史君） 次に、日程第6、議案第4号 館林衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第4号 館林衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を目的として、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（吉野高史君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（吉野高史君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

第 8 議案第5号

○議長（吉野高史君） 次に、日程第7、議案第5号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第5号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定の例により、令和4年度以降の一般職の職員の期末手当の年間支給月数を0.15月分引下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（吉野高史君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、篠木正明君。

○4番（篠木正明君）では、議案第5号についてお尋ねします。

議案の参考資料として配っていただいている条例の新旧対照条文の表なのですが、参考資料として配っていただくのであればそれだけではなくて、一目見ればどういう改正内容なのか分かるような参考資料を配っていただけたらありがたいというのを要望いたします。

その上でお尋ねしたいのは、提案理由にもありましたけれども、今回の改正の内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉野高史君） 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長（細堀一夫君） 今回期末手当の引下げの常勤職員の関係ということでの議案第5号の内容でございます。こちらにつきましては、地方公務員の給与の改定の実施ということで令和3年度の人事院の勧告については本来、昨年の12月のボーナスの時点で0.15月分を引下げるということでございましたが、6月の期末手当の段階で引下げを行うという形をとらせていただきたいということでございます。

令和3年度の12月で支給した分並びにその調整ということで、0.15月分を今年の夏の6月に0.075月分、12月に0.075月分を減じて支給という対応をとらせていただきたいという提案となっております。

以上でございます。

○議長（吉野高史君） 4番、篠木正明君。

○4番（篠木正明君） 昨年度の人事院勧告により引下げという話ですけれども、当組合は人事院勧告を受けていませんので引下げる理由はなく、本来ならば人事委員会などをもってその勧告で給与を決めていくのですけれども、この提案理由でも人事院勧告という言葉を使わずに、国家公務員の給与改定に倣ったと。たしかそういう勧告が出て国家公務員も引下げようのですけれども、今ですね、物価が高騰する局面にあるわけですよ。原油高騰や国際情勢といった中で。物価が上がる時期に職員の給与を引下げるとするのはどういうことなのか。この時期に引下げるのが適当だと思われませんか。

○議長（吉野高史君） 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長（細堀一夫君） 篠木議員の質問にお答えいたします。

今回組合といたしましても国家公務員、地方公務員の給与の改定の実施時期ということで均衡の原則だったり社会情勢とも本来勘案をしていく形ではございますが、今回の民間格差の是正の取組みというのが公務員の取組み方の基本ということもございますから、そのような視点からも含めた中で夏のボーナスの段階での引下げをとらせていただきたいと考えております。

○議長（吉野高史君） 4番、篠木正明君。

○4番（篠木正明君） 国家公務員の給与改定の元となった人事院勧告の元の比較というのは昨年の比較なわけですね。その後いろいろな激変があつて物価高の局面に入ってきたと。民間に対して国を挙げて給料を上げるように要請しているではないですか。それなの

になぜ公的なところは下げなくてはならないと考えるのですか。民間に対して国は給料を上げてくださっているのに、公務員だけ下げるといのはおかしいと思いませんか。

○議長（吉野高史君） 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長（細堀一夫君） 地方公務員の給与改定の実施については均衡の原則、情勢適応の原則に則って国における給与法の改正の措置に合わせて対応していかなければならないというのはございます。引下げについても、格差是正というのが11月24日に閣議決定をされた時点から今日までの社会情勢については著しく変わってきているところはあるかと思えます。そういった中でも、公務員としての取り組み方の中では地公法に携わっていく私たちにとって民間との格差を是正していかななくてはならないというのが前提でありましたから、その内容についてを今年度の夏のボーナスから調整させていただきたいと思えます。

篠木議員のおっしゃるとおり、社会情勢との格差は日に日に出てきている部分はあるかと思うのですが、現状としては取り組み方について改正に基づいて進めていきたいと思えます。

○議長（吉野高史君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手多数 ）

○議長（吉野高史君） 挙手多数。

よって、議案第5号は原案どおり可決することに決しました。

第 9 議案第6号

○議長（吉野高史君） 次に、日程第8、議案第6号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第6号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、一般職の職員の期末手当の改定に準じ、令和4年度以降の特別職の職員の期末手当の年間支給月数を0.15月分引下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（吉野高史君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、篠木正明君。

○4番（篠木正明君） この条例でいう特別職の職員とは具体的に、どの職員を指すのでしょうか。

○議長（吉野高史君） 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長（細堀一夫君） 特別職とは正副管理者の方5名、組合議員の方10名の合計15名の方々になります。

○議長（吉野高史君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第6号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（吉野高史君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

第 10 議案第7号

○議長（吉野高史君） 次に、日程第9、議案第7号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第7号 館林衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、一般職の職員の期末手当の改定に準じ、令和4年度以降の会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数を0.15月分引下げるとともに、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（吉野高史君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手多数 ）

○議長（吉野高史君） 挙手多数。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

第 11 議案第8号

○議長（吉野高史君） 次に、日程第10、議案第8号 令和3年度館林衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第8号 令和3年度館林衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算において、320万5,000円の増額補正でございます。

まず、歳出の主な内容について申し上げますと、ごみ処理費におきまして、環境施設長期包括運營業務委託料の増額でございます。

次に、歳入の主な内容について申し上げますと、歳出予算の増額に伴い不足する財源につきまして、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（吉野高史君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（吉野高史君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

第 12 議案第9号

○議長（吉野高史君） 次に、日程第11、議案第9号 令和4年度館林衛生施設組合関係

市町負担金の分賦の割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 議案第9号 令和4年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について申し上げます。

本案は、令和4年度一般会計予算に係る関係市町負担金の負担割合について議決を求めるものでございます。

各負担割合の算定基礎について申し上げます。

まず、議会費に係る負担金の負担割合につきましては議員数の割合により算出し、総務費及び予備費に係る負担金の負担割合につきましては、均等割を10%とし、残り90%を1市3町の人口の割合により算出しております。

次に、衛生費のごみ処理費のうちストックヤードの運営に係る負担金の負担割合につきましては、搬入車両の台数割合により算出し、その他のごみ処理費及びし尿処理費に係る負担金の負担割合につきましては、ごみ及びし尿、浄化槽汚泥の年間搬入量の割合をもって、それぞれの負担割合を算出しております。

次に、公債費に係る負担金の負担割合について、申し上げます。

まず、ごみ処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、1市2町の人口の割合により算出し、し尿処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、し尿処理費の負担割合と同じ搬入量の割合としております。

なお、各負担金の負担割合につきましては、令和3年10月1日を基準日として、それぞれの負担割合を算出したところでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（吉野高史君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（吉野高史君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

第 13 議案第10号

○議長(吉野高史君) 次に、日程第12、議案第10号 令和4年度館林衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、多田善宏君。

○管理者(多田善宏君) 議案第10号 令和4年度館林衛生施設組合一般会計予算について申し上げます。

令和4年度一般会計予算の総額は、28億7,890万2,000円となり、前年度と比較して75.2%の増額計上となっております。

まず、歳出予算の主な内容について申し上げます。

衛生費のごみ処理費につきましては、本年度も引き続きごみ処理施設の運営を長期にわたり一括して民間事業者に包括委託するとともに、令和3年度より供用を開始したたてばやしストックヤードの運営につきましても当該包括委託に含めて実施してまいります。その他、組管内から発生する一般廃棄物を滞ることなく適正に処分するため、必要となる委託費等を予算計上したところでございます。

次に、し尿処理費について申し上げます。

令和4年度は、老朽化したし尿処理施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事の2年目となります。

し尿処理施設は、住民生活に欠かすことのできないものであることから、これまでと同様に、し尿・浄化槽汚泥の処理を継続しながら、より強い延命化となるよう、年度内の完成を目指してまいります。

次に、歳入予算の主な内容について申し上げます。

まず、分担金及び負担金につきましては、し尿処理施設基幹的設備改良事業費が増加したことにより前年度比13.1%の増額計上となっております。

次に、使用料及び手数料につきましては、搬入量実績に合わせて増額計上となっております。

次に、国庫支出金につきましては、し尿処理費で予算計上している館林環境センター基幹的設備改良工事等が国庫補助事業の対象となることから、当該工事費等の3分の1に相当する額を循環型社会形成推進交付金として本年度予算に見込んだところでございます。

次に、組合債につきましては、ごみ処理事業及びし尿処理施設基幹的設備改良事業に充てるため、合計で8億7,250万円の起債を起こすものでございます。

以上、令和4年度一般会計予算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（吉野高史君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 管理者からの説明はありましたが、事務局からもう少し詳しく、今年度予算についての要点だけ説明をしていただければと思います。

○議長（吉野高史君） 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長（細堀一夫君） ただいま青木議員さんから新年度の予算の内容についての具体的な説明をということで、それぞれの事業費ごとの内容について説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳出から申し上げさせていただきます。

10ページ、11ページにつきましては議会費ということで、令和3年度と同様の内容となっております。

12ページ、13ページにつきましては一般管理費ということで、特別職並びに職員の人件費についてで、総務に関する事業となっております。特に、下から7行目のAED借料が新たな内容として計上させていただいております。こちらにつきましては、総務費とごみ処理費において新たに計上させていただいております。現在AEDの設置が施設内においては十分ではないため、改めて今回AEDの借料ということで、2台分になります。たてばやしクリーンセンターと館林環境センターに設置させていただきたいと考えております。

続きまして、14ページ、15ページにつきましては、行政不服審査会委員の報酬であったり、公平委員会の関係でございます。館林衛生施設組合は公平委員会においては、令和2年の発足当初から県の共同設置に参加をしております、負担金の計上となっております。

また、16ページ、17ページについては、監査にあたっての監査委員報酬等となっております。

18ページ、19ページについては、ごみ処理費の関係でございます。たてばやしクリーンセンターについては令和元年度から令和15年度までの15年間の長期包括運營業務委託を行わせてもらっておりますので、その関係の経費となっております。

続きまして20ページ、21ページでございますが、し尿の関係でございます。現在の施設の運転管理を行いながら、基幹的設備改良工事を令和3年度、4年度の2か年で行っておりますが、令和4年度の内容の事業が基幹改良の中身となっております。詳細につきましては、議会終了後の全員協議会において事業の進捗状況について報告させていただきたいと思います。

同じく、22ページ、23ページについても基幹改良の内容となります。

24ページ、25ページにつきましては、たてばやしクリーンセンターの建設当初に借入をした起債の関係、並びに、今回の基幹改良等の借入を行っていくにあたっての長期の元金並びに利子の償還となっております。

26ページ、27ページは予備費となっております、こちらの内容については令和4年度の

具体的な項目の説明に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉野高史君） 5番、青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 聞き慣れない用語で聞きたいことはたくさんあるんですけども、参考までに19ページ、汚染負荷量賦課金ですか。字はなんとなく読めるのですが内容は分かりませんので、参考までにどういう内容でどういう目的なのか、具体的に分かりやすく、我々素人ですから、親切に小学生や幼稚園生に話すような分かりやすい言葉で説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉野高史君） 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長（細堀一夫君） ただいまの青木議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

汚染負荷量賦課金106万円につきましては、例えばばい煙などによつての喘息、イタイイタイ病など公害で生活上負担を負ってしまっている方々、国で認定をされている方ということで、全国で約3万1,000人の方々がいらっしゃいます。その方々の補償であったり、ばい煙等を排出している施設、工場や事業所など8,100箇所の事業所からの拠出金並びに自動車重量税からの金額、国からの補助金が前提となりまして、そのお金を独立行政法人が取りまとめをして、対象となっている約3万1,000人の方々の各自治体に分配して、自治体ごとに対象者の方に治療の給付であったり、リハビリなどの養生の関係であったり、今後の防止対策要望事業として例えば気管支喘息を負っている方々のキャンプを開催したりの費用に使われています。

その中で、たてばやしクリーンセンターが該当してくるので計上をしている次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉野高史君） 5番、青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） そうしますと、独立行政法人が納付先になるわけですね。そこで集めたお金を被害を受けた方々に補償するための費用に充てるという保険みたいな制度なんでしょうね。その保険料を各事業所が8,100箇所もあるから公共的なものだけではなくて民間の事業所もいっぱい入っていると思うのですが、金額をどのような基準で納めているのか。館林衛生施設組合は100万円なんでしょうけれども、規模によっては1,000万円とか納めているところもあるのかもしれないですけども、金額の根拠はあるのですか。

○議長（吉野高史君） 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長（細堀一夫君） 汚染負荷量賦課金につきましては、国で定められている硫黄酸化物がばい煙の中に含まれていて、その量によって単価が毎年定められてくるのですが、その単価に排出量をかけて金額を決定しております。

組合の場合、排出量の単位としてノルマルリューベという単位を使うのですが、高圧ガス

を0度、1気圧を基準に置いた時の単位なのですが、過去分と現在分といった細かい計算で算出して、要するに硫黄酸化物をどれだけ排出しているかということで単価をかけて計算したものが106万円となっております。

(「3回までね。」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野高史君) 特別私が許可しますから、一回だけね。

5番、青木秀夫君。

○5番(青木秀夫君) 専門的なことでちょっとよく分からなかったんですけども、疑問に思ったのはこういった独立行政法人というのがあるのですね。全国からお金を集めて運営しているのだけれども、被害者への補償とか役立って機能しているというのが分かるのでしょうか。集めたお金がどのように運営されているといった結果ですね。被害者が救済されているというような具体的な、集めるだけ集めてそのお金どこかに消えていったのでは意味がないので効果を挙げているのですよというのが分かる範囲でいいですよ。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

今の質問は関連しておりますので、答えられる範囲内でよろしくをお願いします。

○事務局長(細堀一夫君) 独立行政法人は環境再生保全機構というところが全国の自治体ごとにお金を渡します。その自治体が実施した結果についてはホームページ等でどのように使っているか、補償額のほかに公的な事業の取組みとして喘息を負っている子供たちのキャンプ等の事業を実施する際に費用を充当したりと、私が見た内容というものを具体的なお金の使われ方の一つの例ということで申し上げさせていただきます。

○議長(吉野高史君) ほかに。

9番、大谷純一君。

○9番(大谷純一君) 先程局長からAED借料というのを伺いましたのだけれども、25万7,000円で2台分として伺いましたのですが、買ってしまえばもっと安いのですけれども行政の場合は電池切れとかメンテナンスがあるのでリース契約をするかと思うのですが、多分うちの町では1台6万円くらいだったと思うんですよね。これを見ると25万円なので12、13万円多くかかっているのですけれども、これを5年なり6年とすると相当な金額になるわけですよ。そのところもう少し詳細説明していただきたいのと、21ページの地元還元施設管理各種委託料438万3,000円はどういうお金なのか詳しく教えていただきたいと思います。

○議長(吉野高史君) 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長(細堀一夫君) 初めにAED借料ということで、こちらは1か月あたり9,700円に消費税をかけたものを2台、1年間となっております。購入した方が確かに安いかもしれませんが、リースを決めたきっかけとしては初期費用が不要で予算の平準化が図れるということ、リース価格に消耗品の交換費用が含まれているということがあります。AEDの維持管理をリース会社で行っていただけるということもあって、購入と比較して安全管理などの対応がすぐに行えるという仕組みからリースとさせていただいております。

地元還元施設管理各種委託料について説明させていただきます。

場所は今の環境センターに隣接している公園になります。公園の維持管理を行っていく中で各種委託料の合計で438万3,000円ですが、景観と利用環境を保っていくといった樹木の管理を含めて施設の点検を行っております。具体的には公衆トイレの清掃管理委託、浄化槽管理委託、樹木管理委託とその中で樹木の伐採等やクビアカツヤカミキリの対策の内容を含めて、公園には桜の木もたくさんありますのでそのような維持管理を行っていくということで予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（吉野高史君） 9番、大谷純一君。

○9番（大谷純一君） 委託料のほうは承知しました。

AEDの件ですが、何年か経つと良いものも出てくると思うのですけれども、月にリースで約1万円、2台で2万円かかってくるというようなざっくり言えば極端ですけれども。例えばメーカーなどもいろいろあると思うのですが、ちゃんと比較検討した結果がこれなんでしょうか。すごく高いような気がするのですが。その辺いかがでしょうか。

○議長（吉野高史君） 事務局長、細堀一夫君。

○事務局長（細堀一夫君） こちらとしてもAEDについてはいろいろと汎用的なものがいくつかあるかと思われまして。今回は5年間の長期契約を行いたいと思っておりますが、議員さんのおっしゃる通り、日進月歩のように新しいAEDの製造であったりとかが出てくるかと思えます。予算の範囲内でもっと安く性能の良いものが出てくると思いますので、再度契約の際には検討させていただきたいと思えます。

○議長（吉野高史君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野高史君） 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第10号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（ 挙手全員 ）

○議長（吉野高史君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

第 14 管理者の挨拶

○議長（吉野高史君） 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

管理者、多田善宏君。

○管理者（多田善宏君） 本日は、提案させていただきました全議案につきまして、原案の

とおり可決を賜り厚く感謝を申し上げます。

さて、ごみ処理事業につきましては、適切な維持管理のもと、将来にわたって安定したごみ処理を継続していくとともに、構成市町と連携を保ちながら、ごみの減量化、再資源化を進めてまいります。

また、し尿処理施設の基幹的設備改良工事につきましては、地域の皆様の安全性に配慮しながら着実に改良工事を行い、長寿命化による施設整備を進めてまいります。

今後におきましても、本組合の所期の目的が十分に達成できますように、議長はじめ、議員各位には、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました

第 15 閉 会

○議長（吉野高史君） 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

（午後3時20分閉会）

令和4年 月 日

議長 吉野高史

議員 篠木正明

議員 青木秀夫